

第8期第4回 令和4年度第1回さいたま市地域自立支援協議会 会議録

日時：令和4年7月19日（火）15：00～17：10

オンライン開催

次 第

1. 開 会
2. 議 題
 - (1) 日中サービス支援型グループホームからの報告について
 - (2) 日中サービス支援型グループホーム 報告様式等の変更について
 - (3) 地域生活支援拠点等について
 - (4) 障害者支援地域協議会・基幹相談支援センターについて
 - (5) 令和3年度障害者支援地域協議会活動報告及び回答について
 - (6) その他
3. 閉 会

配布資料

- ①さいたま市地域自立支援協議会 次第
- ②委員名簿
- ③さいたま市地域自立支援協議会の概要
- ④各専門部会の取組
- ⑤【資料1】日中サービス支援型グループホーム資料
- ⑥【資料2-1～2-10】日中サービス支援型グループホーム報告様式
- ⑦【資料3】地域生活支援拠点等について
- ⑧【資料4】障害者支援地域協議会・基幹相談支援センターについて
- ⑨【資料5】令和3年度障害者支援地域協議会活動報告及び回答

出席者

委 員・・・荒井委員、内田委員、加藤（シ）委員、加藤（美）委員、黒田委員、
遅塚会長、遠山委員、長岡委員、三石委員、山川委員、山口委員

事 務 局・・・（障害支援課）西淵課長、金澤係長、栗原課長補佐、小林主査、利根澤主
任、高橋主任、上原主事、近藤主事、岡主事
（障害政策課）竹内課長、増田課長補佐

開 会

(事務局)

- ・開会
- ・出欠状況（出席 11名、欠席 0名）（過半数出席のため会議成立）
- ・会議の公開について
- ・課長挨拶
- ・資料確認
- ・傍聴許可（10名）

議題 1

(遅塚会長)

それでは、まず、本日の議題1「日中サービス支援型グループホームからの報告について」ですが、事務局からご説明いただけますでしょうか。

本議題につきましては、さいたま市情報公開条例
第7条第3号に規定された特定の法人に関する情報及び
法人を特定することができる情報を審議するため、
会議録を非公開と致します。

議題 2

(遅塚会長)

それでは議題の 2 に移りたいと思いますので法人さんをご退出いただければと思います。お忙しいところ、ありがとうございました。

議題 2 に入りますので、傍聴の方は、また、ご覧いただく設定にしてよろしいかと思ひます。

議題の二つ目に、日中サービス支援型グループホームの今やっていたような報告関係の様式等の変更について、事務局からご説明をよろしくお願ひいたします。

(事務局)

では、議題 2 についてご説明いたします。議題 2 ですけれども、議題の資料 2-1 をご覧ください。

自立支援協議会において、今のように日中サービス支援型グループホームの指定前の報告、または運営状況の報告を実施しておりますけれども、事業所数がかなり増えてきていることに伴い、協議会報告件数が増加している、そして会議の時間を圧迫しているということから、協議会への報告方法や頻度を見直す必要があるといった課題が出てきているため、協議会における取り扱いを変更したいと考えております。

他市の状況を確認したのですけれども、他市の状況を資料 2-1 の 3 番に記載させていただいております。本市と同様に、対面報告を実施している市も多いですが、やはり複数の市から事業所数の増加を懸念して、報告方法の検討をしているとの話がございました。

それを踏まえまして、本市の取り扱いの案を資料 2-1 の 4 番の方に記載させていただいております。指定前の事業計画段階では、現状通り協議会にご出席いただき、そしてその後実施される状況報告は原則書面のみとさせていただければと考えております。なお、各法人様からの報告時期に変更はございません。ただし書面のみ報告とする場合、報告書を現状よりも充実させる必要があることから、先日、委員の皆様へ報告書の追加項目の照会をさせていただいたところでございます。

資料 2-2 をご覧ください。こちらに委員の皆様からのご回答をまとめております。資料の方がわかりにくくて申しわけないですけれども、指定前につきましては、現在の様式が資料 2-3 になっておりまして、そこに資料 2-2 でいただいた指定前事業計画シートへの追加項目も加える形で考えております。それから、指定後の様式につきましては、現在の様式が資料 2-4 及び 2-5 となっておりますけれども、いただいたご意見の追加項目を反映させていただいた様式が、資料 2-6 から 2-10 までとなっております。

この追加項目、そして様式について、ご意見等がございましたら本日お伺いできればと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。事務局からの説明は以上となります。

(遅塚会長)

はい、ありがとうございます。

ただいまの事務局からのご説明につきまして、ご質問あるいはご意見等ございましたら挙手をお願いします。

日中サービス支援型のグループホームはできたら終わりではなくて、できた後にも定期的にご報告いただくので、どんどんどんどん数が増えてしまうので、どこかで合理化を図らないといけません。基本的には2回目以降は書面を中心にして、その代わり書面の部分でちゃんとお聞きしたいことが聞けるように、内容を充実させようという報告でございます。

よろしゅうございますかね。なかなか細かい様式の部分とかは、すぐにご意見も出ないかもしれないので、場合によっては細かい具体的な様式の部分は、気がついた後からでもご意見いただければよろしいかもしれません。

基本的にはそういう方向で、時間の圧縮を図っていくと同時に、お聞きする項目は、充実させていきたいと。ただ法人さんの負担をいたずらに増やすわけにはいかないなので、その辺もバランスが必要ですけども、そこはまた細かく詰めていければと思っております。

長岡委員、お願いします。

(長岡委員)

今事前に資料を読ませていただいた上でお話聞いても、さっぱりイメージができないというのが本音のところ、やはり残ってしまうところがあります。これが、事業者の方にしゃべっていただくと何となくイメージが広がる部分もあったりはするのですが、どうしても書面だけになっていくとそういうところが十分でなくなってくるのかなという感じがします。

基本的には、地域で今後広がっていく協議会の場とかで、もう少しこういう運営に関しての話をしてはどうかと思います。将来的な話ですけども、日頃からおつき合いがあるような中で、こういう運営状況なんかも見ていくような仕組みもイメージしてもいいのかなと思いました。以上です。

(遅塚会長)

はい、ありがとうございます。

この後出てくる拠点事業とかのことも含めて、グループホームなどの事業者さんも地域協議会の中で繋がりを持って、お互いに連携してやっていこうという流れにはなるのかと思いますが、とりあえず今日、本協議会部分の報告としては、やはり無限に増えていく全部を対面という訳にはいきませんので、書面に切り替えるかあるいは別の部会でも作ってそこで聞くかという方法しかありえないと思います。とりあえず事務局サイドでは書面でもらおうと。ただ出してもらった書面の上で、何かあれば実地で来ていただくということは可能かと思いますが、ベースは、2回目以降は書面に切り換えていこうという方向性なわけ

です。今まで事前にいただいている資料で必ず追加質問になってしまうような部分は、最初から項目に入れておけばお互い手間が省けます。なるべく運営のイメージがわかるような資料にしたいというようなことで、事務局でもいろいろご苦労なさって作っていただいています。

長岡委員も基本的に本協議会は書面によるという方向性で、その代わり地域協議会とかで逆にカバーできるような仕組みづくりを考えていかなければというご意見でよろしいですか。はい。ありがとうございます。

基本的には書面に切り換えていく。また細かい内容について何かあれば、そこは具体的にさらに良くしていけるようにできればと思っております。

よろしいでしょうか。基本的に現時点では事務局案に了解ということで、ただ当然細かい修正はひょっとしたら入るかもしれないということでご理解いただければと思います。ありがとうございます。

議題 3

(遅塚会長)

そうしましたら、次に議題の3に移りたいと思います。3は「地域生活支援拠点等について」です。また事務局からご説明をよろしくお願いいたします。

(事務局)

障害支援課の小林と申します。さいたま市地域生活支援拠点等についてご説明いたします。

資料2ページをご覧ください。まず、国が示している地域生活支援拠点等について振り返りたいと思います。こちらはこれまでも何度もご確認いただいておりますが、国の地域生活支援拠点パンフレットから多機能拠点整備型と面的整備型についての説明ページを抜粋したものです。

資料左、地域生活支援拠点等の整備についての説明部分をご覧ください。「地域生活支援拠点は、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築」するものとされています。

地域生活支援拠点の整備手法については、資料左下のイメージ図をご覧ください。入所施設等の拠点施設を中心に機能整備を図る「多機能拠点整備型」と既存の事業所やサービスのネットワークを強化して機能整備を図る「面的整備型」が国から示されています。本市においては、これまで協議を重ね、面的整備型を採用することとしております。

次に、昨年度市で制定した地域生活支援拠点事業実施要綱の運用についてご説明いたし

ます。資料3ページ、4ページをご覧ください。

令和3年7月1日に要綱を制定した後、4度の情報交換会を開催し、相談支援部会や区役所支援課長会議等でも状況を報告してまいりました。自立支援協議会におきましても、第2回と第3回の協議会の場で経緯をご報告しております。具体的には、資料5ページに記載しました、地域生活支援拠点等であることを条件とする障害福祉サービス上の加算があり、その取得に関する手続きをめぐる話し合いを続けてきております。

資料4ページをご覧ください。

これらの話し合いの中で、事業所への周知に向け、実際の運用について、事業の考え方・各機能の具体的な考え方・加算についての基準・事例等を市と関係者で協議の上、整備する必要があるとの声をいただきました。そこで、今年度はガイドライン作成のワーキンググループをつくり、年度内の整備を目指してまいります。説明は以上です。

(遅塚会長)

はい、ありがとうございます。

拠点事業については、もう長くこの協議会で取り上げているところですが、今ご説明にあった通り、具体的なやり方についてはもうある程度メンバーを募って、ワーキンググループを作って検討していこうと。それは相談支援とか在宅関係だけではなくて、入所施設側も含めて、それぞれいろんな検討すべき点があるので、ワーキンググループで検討していこうという流れになってきているわけです。

どうしても事務局サイドでは、要綱関係の加算を取る手続きということが中心になっているのですが、今までいろんな委員さんのお話ですと、お金も大事だけれどもそうでなくて、実際に支援していく体制を地域で作っていくということが、本来の課題ではないかというようなことはずっと言われているところです。

10区のそれぞれの思いがある程度進んでいるので、なかなか難しいかとは思いますが、以前に比べるとそれなりに10区で意識は大分高まってきているところだと思うので、これからはそれぞれにワーキンググループで検討を続けていくということで、よろしいかなという具合には感じております。

この件につきましてご質問ですとかあるいはご意見あれば、よろしく願いいたします。この後の協議会からの意見のところでも同じ話題が出ておりますけど、そちらでも皆様方からのご意見で、ワーキンググループを作って検討しなければ駄目だよというご意見があり、それにこたえた形で、事務局でもしっかり今年度中に進めようということになっていきますので、よろしいかなというふうには感じております。

いかがでございますか。追加のご意見ですとか、ご質問なければ次にいきますが。

よろしいですか。加藤委員お願いします。

(加藤(シ)委員)

先ほど事業所のところで質問しようと思ったのですが、日中支援型のグループホームはこの自立支援協議会にかけられるわけですね。義務ではないのですが、ショートステイを皆さん持っているわけですね、枠組みを。先ほどの体験というところでも、そのショートステイが使われているのかどうかを聞きたかったのですが、家にいる方は即取ってということよりも、そのためのショートステイであり、やはり協議会としてももう少し運用させて欲しいなというか、そのために、ここの聞き取りなのかなと感じます。

一般のグループホームにはショートステイというのはないわけですね、ほとんどがね。日中支援型は地域に根差すということでショートステイがあるというふうにお話を聞いたのですが、なかなかそれが運用されていないのかなというのを先ほど感じました。その辺をもう少し、運用を活用していただけたらいいのかなと思います。以上です。

(遅塚会長)

ありがとうございます。

ここで議題に上がっているグループホームは設立の時にみんな図面をいただいて、それだと専用室が必ずありますよね。制度上の扱いのお話も関わるので、事務局からよろしければ今のお話コメントをいただけるとありがたいのですが、ご担当からどうでしょうか。

(事務局)

もう一度質問の内容をお伺いしても大丈夫ですか。

(遅塚会長)

日中支援型のグループホームについてはショートステイが必須なのかどうかということと、実態としてグループホームでのショートステイはきちっと使われているのか、あんまり使われていないのではないのかというご質問かなと思いますが、加藤委員いかがですか。

(加藤(シ)委員)

自立支援協議会でどうして日中支援型のグループホームだけかかるのかなと不思議だったので、ある人に聞いたところ、ショートステイを地域のために活用するためであるからというお話を聞いたのです。ですので、そこをもう少し協議会としても活用していただけるように持っていったらいいかなと感じました。

(遅塚会長)

ありがとうございます。

ショートステイの活用はとても大切な部分ですが、協議会にかけられる理由というのは、多分日中支援型というと、要するに丸1日の支援なので、言わば入所施設と同じような体制になってしまう反面、入所施設はそれなりの組織があって運営も社会福祉法人でなければでき

ないとか、職員相互間のいろんな研修とか、お互いの目が届くということがありますが、グループホームはどうしても少人数になってしまうということもあり、言葉が悪いですが非常に悪い例になってしまうリスクもあるので、協議会にかけると同時に、できた後も定期的にお話を伺うという仕組みになっていると私は理解しております。

もちろんショートステイも必要なことではありますが、事務局さんいかがですか、今のお話について。

(事務局)

利用状況の把握までは、今現在申し訳ないですができておりません。日中支援型グループホームの報告につきましては、制度が新しくできて、条例でも報告を求めるようになっていくということで、自立支援協議会で報告をいただいているというところでございます。

(遅塚会長)

加藤委員お願いします。

(加藤(シ)委員)

日中支援型でない場合はかけないですよ、ここに。グループホームであっても、日中支援型のグループホームでないところにはかかってこないですよ。

(遅塚会長)

一般のグループホームはもう自由に参入していただけると。日中支援型については、必ずここを通していただくと、そういう仕分けですね。

(加藤(シ)委員)

はい。そこの違いがショートステイというふうにお話を聞いたのですけど。

(遅塚会長)

多分ショートステイがメインではないと思います。普通のホームだと、日中は例えば事業所に通ったりとか、あるいは人によっては会社に行ったりとか、いろんな過ごし方をされているので、その中で完結しないことのメリットがあると思うのですが、日中支援型の場合には、極端に言えばそこから一步も出ないで運営することもできてしまうわけでリスクが高いという違いかなと私は思っておりますが、事務局その辺のコメントは特にないですか。

(事務局)

そうですね、趣旨としては遅塚会長におっしゃっていただいたようなことかなと思います。さらにまた、国の方の基準省令できちんと日中支援型グループホームにつきましては、

自立支援協議会等でご報告いただくということが定まっているため、本市でも、条例を設置して、そこにも明記し、ご報告いただくということになっております。

(遅塚会長)

加藤委員のご質問は、国が別扱いにした理由は何でしょうねという質問だと思うのですが、それが要するにショートステイの話かなというのが加藤委員のご質問かと思います。

(加藤(シ)委員)

ショートステイがあるのであれば、さっきのパツと入るのでなくて、そこをちゃんと活用してもらった方が意味があるのかなということです。すいません、お時間いただきまして。

(遅塚会長)

いえ、ありがとうございます。

体験利用の枠を使うなりショートステイの枠を使うなり、ご本人が納得いくような形で、少しずつ進めていかなければいけないし、可能であれば本当にお願ひしなければいけない状況になる前に、ショートステイでも体験用でもいいから使ってということが本当は大切なのだなと思っています。ありがとうございます。

事務局、後で何か追加であればどこかの時点で入れていただければと思います。

(事務局)

了解いたしました。

(遅塚会長)

拠点事業の関係については、そういう形で進めていくということで、ご理解いただければと思います。よろしいでしょうか。

議題 4

(遅塚会長)

それでは次の議題の4でございますけど、地域協議会についてです。

これも事務局からご説明よろしくお願ひいたします。

(事務局)

続いて、議題4「障害者支援地域協議会・基幹相談支援センターについて」ご説明いたします。

まず、基幹相談支援センターの設置状況ですが、昨年度までに中央区・浦和区・南区・岩

槻区に設置済みで、今年度は令和4年4月に桜区に設置することができました。同じく地域協議会につきましても、昨年度までに中央区・浦和区・南区・岩槻区に設置済みで、今年度は桜区が8月の設置に向けて準備を進めております。

続いて3ページをご覧ください。

来年度につきましては、現在未設置の区と協議中です。また、市の総合振興計画上、令和7年度までに全10区に設置することになっておりますが、その設置の順番を早めに決められるように検討してまいります。

説明は以上です。

(遅塚会長)

ありがとうございます。基幹センターと地域協議会、地域の課題をそれぞれの区で話し合いができるような地域協議会の設置ということが、今、だいぶ各区でも話が前向きに進んでいるような印象を持っています。

ただ、地域協議会をやる場合にどうしても事務局的な役割を果たす機関が必要なので、基幹センターの委託という、正直言うとお金の額が増えることによって、そのあたりの事務局機能も担っていただくということで、こういう設置の予定になっているのかと思います。今のこの計画にはなっていますが、なるべく前の方で整備ができるように事務局の方でも、頑張っていきたいというお話があり、大変ありがたいなとは思っております。

委員の皆様方がございませうか。ただいまのご説明に対してご質問あるいはご意見等あれば、よろしく願いいたします。

地域協議会は、桜区はまだ予定になっているのですね。

(事務局)

はい。まだ設置しておらず、8月に設置予定と伺っております。

(遅塚会長)

はい、ありがとうございます。

こういう設置状況あるいはこういう設置予定になっているというご説明でございます。よろしゅうございますかね。

はい。ありがとうございます。

いろいろ飛ばしていますが、後で思い出したように質問していただいても問題ありませんので、ここは一つ先に進みたいと思います。

議題5

(遅塚会長)

次は議題の5ですかね。「令和3年度障害者支援地域協議会活動報告及び回答について」でございます。事務局からご説明をよろしくお願いいたします。

(事務局)

続いて、議題5「令和3年度障害者支援地域協議会活動報告及び回答について」ご説明いたします。

令和4年3月22日に開催した前回の地域自立支援協議会において、地域協議会が立ち上がっている中央区、浦和区、南区及び岩槻区から、地域協議会等活動報告がなされました。各区の活動報告のほかに、4区の意見を集約したのものとして提出されたものが、資料5のとおりになります。本議題では、それらのご意見に対する回答について協議をお願いいたします。

なお、本活動報告については、前回の地域自立支援協議会后に、各委員の皆様にご意見を伺っており、そのご意見を参考に回答案を作成しております。

それでは、まずNo.1地域生活支援拠点についての課題について、回答案を読ませていただきます。色を塗ってあるところが回答案になります。

「地域生活支援拠点等については、毎年厚生労働省から整備運営状況の照会を受けることから、市では、五つの機能ごとに状況を整理し、相談支援部会や虐待部会等で課題ごとに意見を伺っています。特に、緊急時の受け入れ対応については、市全体に体制を整える必要があるものとして、虐待部会を中心に、引き続き協議が必要と考えております。

なお、地域自立支援協議会の情報交換会を令和3年度は3回、今年度はこれまで1回開催し、地域協議会が立ち上がっている区の支援課や、障害者生活支援センターの方々と、地域生活支援拠点について意見交換をさせていただきました。

また、地域に身近な区ごとの話し合いは、主に地域協議会等で自主的に実施している他、必要に応じて障害支援課が直接伺い、説明をさせていただいております。

今後につきましては、区役所支援課、障害者生活支援センター、入所施設等と連携して、地域生活支援拠点等に関するガイドラインを今年度中に整備し、各事業所へ説明できるようしてまいります。」

続きまして、No.2、家族の介護負担・「8050問題」について、回答案を読ませていただきます。

「「8050問題」に代表されるご家族の介護負担の問題は、障害の当事者の問題と同じように、大きな課題であると認識しております。市で実施している各事業の利用者のみでなく、それらの事業をご利用でない方についても、「つながり支援」の協力をいただきながら、支援につながるよう検討して参ります。

また、昨今ケアラー問題が社会的に注目を浴びることが増えています。本市ではケアラーが抱える悩みを一家庭の問題ではなく社会問題として認識し、市、市民等、事業者、関係機関、民間支援団体等が相互に連携を図りながら、ケアラーを社会全体で支えていくために、

「さいたま市ケアラー支援条例」を制定しました（令和4年7月1日施行）。条例制定に際し、障害支援課も障害者及びその支援者の視点から意見を述べるほか、令和3年9月・10月に障害者に係るケアラー実態調査を実施しました（調査結果は市のホームページで公表中）。

こうした実態調査の結果やいただいたご意見等をふまえながら、引き続き必要な支援を検討して参ります。」

続きまして、No.3、相談支援専門員不足について、回答案を読ませていただきます。

「相談支援専門員の資格要件の一つとして、相談支援従事者研修を受講することがありますが、受講者の倍率が非常に高く、なかなか希望者が受講できないことが問題となっております。研修を主催する埼玉県によると、講師を十分に確保できないことが研修を拡大できない主な理由とのこと。今年度、埼玉県から市町村へ講師の推薦依頼があり、さいたま市障害者支援課から市内の各相談支援事業者あてに講師の依頼をさせていただきました。講師をお引き受けいただいた方々には感謝申し上げます。

また、相談支援事業所の関係者から、相談支援の報酬が低く、なかなか事業所としてやっていくのが難しいというお声をいただきます。これらの声を受け、さいたま市では政令指定都市等の集まりである二十一大都市の枠組みを利用して、報酬の見直しを国に対し要望しております。

また、令和3年1月に実施した各区支援課への調査により、相談支援専門員不足とセルフプランの増加を把握しております。相談支援専門員が増えればセルフプランが減少するものと考えますが、セルフプランの対応については、各区の実態を踏まえながら、適切な扱いができるよう引き続き検討して参ります。」

続きまして、No.4人材育成の取り組みについて回答案を読ませていただきます。

「障害福祉に関する研修は、国や県などの公的機関が主催するものから民間団体が主催するものまでありますが、いずれも本市に案内があった場合は、小規模のヘルパー事業所やグループホームを含め、適宜対象者にご案内しております。本市が主催する研修としましては、令和4年11月に指定障害児通所支援事業者等研修会を予定しております。

また、法令改正や報酬改定等については、指定障害福祉サービス事業者等集団指導を実施し、対象の方々に周知しております。令和3年度はコロナ禍の影響で中止しましたが、今年度は7月に実施しております。

また、埼玉県が実施するサービス管理責任者等研修については、希望者が概ね受講できると聞いておりますが、相談支援専門員の研修については、上記3のとおり、受講者の倍率が非常に高くなっております。今年度は埼玉県において講師を広く募集し、研修を拡大する見込みとなっておりますので、相談支援専門員は増加するものと考えております。

人材育成は継続して取り組む課題と認識し、自立支援協議会での話し合いを含め、推薦に努めてまいります。この二段落目につきましては、集団指導を「今年度は7月に実施しております」としてありますが、全部で4日間あった日程のうち、明日予定していたものが、急

遽中止になりましたので、その辺は少し文言の整理をさせていただきます。」

続きまして、No.5 障害児の支援・連携について、回答を読ませていただきます。

「児童期の相談支援につきましては、セルフプラン率が高く、相談支援事業所につながらないことで、ライフステージごとに支援が途切れやすいとのご指摘をいただいております。そのため、今年度は、相談支援部会において、療育機関、保健センター及び児童相談所等における実態把握に取り組む予定です。

なお、障害児入所施設に入所する障害児等については、令和3年12月に厚生労働省から、移行調整の枠組みを構築するよう通知がありました。児童相談所、各区支援課、障害児入所施設等の関係機関と協力しながら、障害児から障害者への移行を適切に行えるように検討してまいります。

また、医療的ケア児の扱いについては、子ども部会で、医療的ケア児を受け入れる保育園の方に委員になってもらっている他、子ども未来局や教育委員会の担当に事務局として参加してもらうなど、組織横断的に課題の共有を図っております。

今後につきましても、障害支援に関わる関係部署と適切な連携が図れるよう検討を進めてまいります。」

続きまして、No.6 ヘルパーの利用希望への対応について、回答案を読ませていただきます。

「通学通所支援を含む、移動支援事業については、ここ数年でグループ支援や片道利用を可能とするなどの改正を行いました。また、令和4年4月からは、日中活動系のサービス利用後の夕方帯の支援のため、日中一時支援事業が利用できるよう利用者のニーズに沿った改正を行っております。

また、担い手（ヘルパー）不足の課題につきましては、事業者から居宅介護支援事業所の新規指定相談を受け付けする際に、移動支援事業や市内のニーズを説明することで移動支援事業者の登録を促してまいります。

今後もいただいた意見を参考に必要な支援が提供できるよう検討をしてまいります。」

最後に、No.7 新型コロナウイルス感染予防についての回答案を読ませていただきます。

「障害福祉サービス事業所におけるコロナ対策については、厚生労働省等から発出されている各通知に従って対応いただいている他、利用者や職員に陽性者が生じた施設におかれましては、保健所や医療機関の指示に従い、ご対応いただいているところです。

また、新型コロナウイルス感染症の検査につきましては、障害者施設に勤務する方及び入所型障害者施設等の新規入所者に対するPCR検査を無料にする援助を継続しております。

また、令和4年6月に、さいたま市障害者の権利の擁護に関する委員会が「障害のある方にとっての困りごと事例集～コロナ禍で抱える困難と合理的配慮～」を公表しており、市のホームページでもご覧いただけるようになっています。

日々感染状況が変化する中で、その都度、必要な情報を有する関係者を集め、特定の共有の場を設けることは非常に難しいのが現状ですが、障害支援課におきましても、状況に応じ

関係機関からの情報収集に努め、事業所等と情報共有し、障害以外の部署との協議が円滑に進むよう、できる範囲で協力して参ります。」

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

(遅塚会長)

はい、ありがとうございます。

これの位置付けというのがちょっと難しいなとはいつも感じているところですが、それぞれの地区からいろんなご意見を文書でいただいているので、行政として文書でいろんな状況説明や考え方を示していただいているという理解かなと思います。この自立支援協議会の立場としては、どうなのかということはなかなか難しいですけれども、こういう現場の意見が上がってきている以上は、この協議会においても、これは非常に重要であるとか、こういう具合に考えていくべきでないかみたいな意見を集約できればいいという具合に思っております。

今の事務局からのご回答案についてと同時に、それぞれの地区からの実情の報告について、何か委員の皆様方からご意見があれば、よろしくお願ひしたいと思います。あとの項目でもフリーですのでご発言お願ひします。いかがでございましょうか。

いつもこの話になると、長岡委員から文書回答はどうしても正式回答ということで硬くて、まるで団体交渉の回答文書みたいで、いまいち真意が伝わらないねというご意見をちょうだいしているところでございます。行政からしてみると、文章にしてみるとどうしてもあやふやなことは書けないという実情があるかと思ひますけれども、できるだけこの場では、事務局サイドとしても何とかしたいと思ひているということもまた伝わってくれば、意見交換としては有用かなと思ひております。皆様のご意見が無いようですと、長岡委員お願ひします。

(長岡委員)

はい、ありがとうございます。

去年の回答よりは、スツと入ってくる部分が多いかなという印象を受けています。全体的なところで、回答のあり方ですが、この協議会やさいたま市としてこうしますというだけでなく、地域でできることに関しては、逆にこの場を使って提案してもいいのかなと思ひます。

もともと、区と市とその中間、市全体というような区分けの仕方をしていたと思うのですが、多分出している地域協議会の方でも、全てをさいたま市の本協議会の方で解決できるというつもりであげている話ではないと思ひます。だから一つはそういうところを感じたということと、もう一つ思ひしたのは、この協議会の場で検討していかなければいけないこともこの中にはあると思ひます。だからそれをこの回答の形で、これは協議会で検討しますというふうには言いきい部分も、今の時点ではあるのかもしれませんが、やはり市で検討してい

きますという時に、市の協議会で検討しますと入るだけで全然イメージが変わるなと思います。それが全体に対してです。

もう一つ、個別の追加でいいですか。地域生活支援拠点で、緊急時の受け入れ対応に関しては、虐待防止部会の方で検討と書いていて、これは実は、先ほどの議題3のスライドを見ていて思ったのですが、相談支援部会に関してはこの資料の4ページに入っています。確かにさいたま市の緊急一時保護等事業に関しては、虐待防止部会で協議が続いていますが、それに触れていないなと思ったら、こちらの回答の方はいきなり虐待防止部会を中心にと書いていて、私自身は混乱しています。虐待防止部会で協議している部分は事実だと思いますので、もう少し整理して書いていただいた方が、先ほどのスライドの方かもしれませんが、そんなふうに思ったところです。以上です。

(遅塚会長)

はい、ありがとうございます。

一応市からの回答という形になっているけれども、この項目の中、場合によっては、例えば協議会で継続的に話し合っていきたいというものもあっていいのではないかということと、もう一つは、ある意味これは一部の区からの提案ですけれども、逆に各区で少し考えてくれという形でこの協議会から各区に返してもいいのではないかというご提案と、それと最後に、先ほどの議題3の拠点事業の説明資料の中にも、緊急の場合について虐待防止部会で話し合っているという記載が、本来入っているべきでないかというようなご指摘であったかなと思います。どうでしょうか事務局、何かありますでしょうかね。

(事務局)

事務局です。虐待防止関係の表記の仕方は、また改めてこちらでも整理させていただこうと思います。申し訳ございませんでした。わかりやすいようにできればと思います。

あと各区からの報告全般に関してになってしまおうと思いますが、長岡委員からもいただいた内容にも少し絡んできて、現在はこの4区が集約したものをご報告いただいているところではございますけれども、実は7月5日に行った情報交換会でも、皆さんそれぞれこの自立支援協議会で、10区に今後増えていきますけれども、報告したいというお話をいただいております。できれば各区の皆さんにきちんこの場でご報告いただけるような形にできればと、こちらの方も今考えております。ここについてはまだ検討中ではございますけれども、そういった場で、皆様ご参加いただけるようになってくれば、委員の皆様からもそういったご意見を伝えやすくなっていくのかなと考えております。

(遅塚会長)

はい、ありがとうございます。

今後この各協議会からの意見集約の方式とかについては、当然話し合いをしていかなけ

ればならないので、今個別に出ているものについての話が終わった後に、意見交換を改めて、今日できればと思っております。これは大事な部分なので、地域からの意見について一つずつ見ていこうかなと思っております。

自由にいつでも手を挙げていただければ発言できますが、一つ目で拠点事業については、ここに書いてあるとおり、虐待防止部会、相談支援部会がありますけれども、基本的には今後の流れについてのワーキンググループで、ひざ詰め談判ではないですけども、みんなでこれからきっちり詰めていこうという方向性が出ているので、これはその方向でいけばいいかなと思っております。

二つ目の介護負担8050問題についても、事務局回答にもありますとおり、実際に利用されていない方をどうフォローしていくかという方が大事ですので、これは市の方から主導して、今まで例えば手帳を持っているけれども公的サービスを利用していない方のリストアップとかをしておられるので、それは今後進んでいくのかなと。ただ、例えば公的サービスを使っている方であっても、さっきグループホームのところで話が出たように本当に課題が大きくなる前にできるだけキャッチするというのも必要ですし、それも地域生活支援拠点事業の一つの大きな柱ではないかと思っておりますので、それはきっちり進めていかなければいけない部分かなと思っております。

3番目の相談支援専門員の不足については、いろいろ問題があったので、市の方でもいろいろ動いていただいて、今年度は割と必要な方が受講できたのではないかという話は各地区から聞いているところですが、頑張っただけかなというより何かそういう本来は仕組みづくりが必要なのだろうという気がします。また各区からのご意見とそのあとで新たにご意見を募った方でも、さいたま市が主催の初任者研修についての検討という意見が強く出ておりましたので、その辺はご検討いただくべき部分かなと思っております。

4番の人材育成の取り組みについてですが、ヘルパー事業所やグループホームについては規模が小さいので研修の必要性は高いということですが、この回答だと既にやっているよというご回答になっていると思います。なかなか現実にはまだ十分な研修を受けておられない状況があると思うので、ここもどういう方向性で研修体系を考えるのかということが必要かなと、後からいただいた各委員からの意見を見ても、研修体系、キャリアラダーとかに関わってくるのかもしれないかもしれませんが、それぞれがどういう研修を組み合わせ実際に組み立てていくのかというようなビジョンを市全体で考えた方がいいのではないかというご意見が見られたかと思っております。

5番目の障害児支援について、これは大事なのでここに書いてある通りで、相談支援部会と子ども部会で、これからテーマに取り上げていくという方向性が出ているのでよろしいかなとは思いますが、ヘルパー利用については、ヘルパーといってもご意見と回答を見ていくと、移動支援とかそういう部分についての話に読めるのですが、なかなか使えない状況は今でもあるかと思うので、更なる拡充は必要なのではと思うのですが、通常のヘルパーも含めて人材不足というのは福祉分野に共通している話ですし、高齢介護なんかとも一緒に進めない

どうしようもない部分なので、これも相談支援事業所の不足とともに、まだまだ検討する必要がある部分かなと思っています。

新型コロナウイルスについては、今まさしく動いていて、今までの中で最大の感染者数になりつつある状況の中で、これからいろんな事業所で感染が発生することは当然予測されます。その予測される事態に対して、どう備えておくのかということは詰めていかなければいけない部分かなと思っています。

勝手な意見で、それぞれの項目について意見を述べてみましたけど、いかがでございましょうか。それぞれの部分について、遠慮なさらずどうぞ。市全体として考えないと解決できない問題はいっぱいあると思うので、これから協議会と市と頑張っ、いろいろ検討を継続していかないと駄目だというような部分とか当然あると思います。そういうご意見とか、ここは是非というようなことがあればご指摘いただければと思いますが、指名する話ではないとは思いますが、ご意見ありそうな目をなさっている加藤委員ないですか。

(加藤(シ) 委員)

素晴らしいですね、手を挙げようと思っていました。

あまり関係ない話かなと思ったのですが、コロナの困りごとではないですけど、先日支援課の方にも電話でお聞きしたのですが、4回目の接種についてホームページに出ていますよと言われてまして、ホームページを見たのですが、よくわかりませんでした。

今回さいたま市は、全員に送りましたというようなことが書いてあって、基礎疾患、障害者にも手帳を持っている方には全部送りましたが、ただし証明書を持っていかなければいけないみたいなことが書いてあったのですね。だから、そのまま来たから受けられるわけではないのかなって感じているのですが、その辺は、ここでわかりますかね。

障害者に4回目がもし来て、全員に送るということはしない人もいるわけですよ。した場合に、その基礎疾患の中に、障害手帳を持っていても集団接種会場かどうかはその証明がいるというふうに書いてあったのですね。そうするとまた二度手間だな、何で証明が要るのかなと違和感がありました。私が誤解しているのかもしれないので、もしわかればご説明いただければと。

(遅塚会長)

ありがとうございます。

予防接種関連だと、障害支援課さんもパーフェクトな把握が難しいかもしれませんが、事務局の方で何かご存知ですか。ちょっと私も今ホームページ見てみるかな。事務局の方で、わかる範囲でお願いします。

(事務局)

4回目接種の対象範囲としましては、18歳以上60歳未満の方のうち基礎疾患を有す

の方ということで示されている形になっております。それで、全員の方に接種券をお送りしていると思うのですが、該当するかどうかは、18歳から60歳未満の方の場合は、基礎疾患を有する方かどうかということになります。

(加藤(シ)委員)

そうすると18歳から59歳ですか、その方は、やはり証明が要るわけですか。

(事務局)

今ホームページをぱっと見る限りは、事前の申し出が必要となっているという形でございます。それ以上の詳細については、すいません今うちの方も把握ができていないのですが。

(遅塚会長)

ホームページを見ると、療育手帳を所持している方は事前の申し出をせずに接種予約が可能と書いてあるのですね。

(加藤(シ)委員)

集団接種会場かどちらかは証明があると書いてないですか。何で全員に送ったのかなと思います。例えば障害の場合は基礎疾患の枠に入っているわけだから、そういうことなしに全部送って欲しいなと前から要望したのですが、それがどうしてこういうふうに、また証明がいるとなると、知的障害者の方たち親御さんも歳ですし、なかなかその手続きができなくて大変ですよ。いろんな証明とかが入ってくると。

これ、ちょっと感じました。

(遅塚会長)

事務局の方で調べて、わかった時点で回答をいただければ、ちょっと私も今ホームページを見ているのですが、クーポンを送られてきた方はそのまま予約のページに入ればいいみたいな感じの書き方にはなっていると思いますが。予約希望申出フォーム、基礎疾患を有する方のこれに何か書いてあるのですかね。

(加藤(シ)委員)

何か証明が必要っていう部分だったのですが。

(遅塚会長)

そのまま送られてきたやつの予約受付IDとパスワードと生年月日と氏名と該当する基礎疾患というのを選んで入れば、それでOKみたいですね。何でしょうか、証明とは。

(加藤(シ)委員)

すいません、余計なことを。

(遅塚会長)

いえいえ。

単純に、基礎疾患のある中で14番知的障害を選べば、そのまま入力に進めるような感じですね。これ以上は具体的なIDとか入れないと、次のページにいけないので、ここでは確認ができませんが。

(事務局)

事務局ですけれども、今わかる範囲はおそらく今出たお話だと思うので、もし何かあればまた個別でお話をいたします。すいません。

(遅塚会長)

ありがとうございます。

また具体的なページとかを確認していただき、後で事務局から加藤委員と個別にお話ししていただき、内容の確認をしていただければと思います。

いかがでございましょうか。各地域協議会から出されている7つの意見について、これは市としても、今年度の重点課題として考えてくれとかいう話でもよろしいですし、コロナ関係は確かに回答も歯切れが悪い、なかなか障害支援課の中だけでは片が見つからないから、なかなかシャキとした回答にはならないというのは承知しているのですけど。多分、事業者サイドから見ると、であればこそ、逆に間に障害分野が立っていただいて、直接保健とか衛生に事業者側がやりとりするだけでなく、是非アシストをして欲しいという声も以前からあります。是非行政関係、障害支援課さんの方でも関わる形で、事業者や障害のある方を支援していただければ大変ありがたいと思います。

三石委員お願いします。

(三石委員)

丁寧に回答をあげていただいて、わかりやすかったとは思いますが。7つの項目のところ、地域生活支援拠点のところではワーキングができるという話があったかと思うのですが、ここにも書いてあるようにそのワーキングの中で、ガイドラインを作成していくことを一定の軸にしながら、その中で各地域協議会が設置されているようなところを中心に、各区から見える実態だったり、事業者が抱えている実状だったり、そういった現場の声なんかも拾いながら、最終的なガイドラインづくりを整えていくと、今年度はいいのではないかと改めて回答案を聞いて思いました。

例えば、2番目の8050問題、家族の介護負担ということも重要なテーマだと思います。ケアラー支援条例ができたということもちろんありますし、地域生活支援拠点のところで緊急時ももちろんだし、よく自立支援協議会では、緊急になる前にいかに地域で支えていけるか、そういった仕組みがつかれるかという議論が何人かの委員の方々がおっしゃっていたことがあります。そういった意味では、例えば今8050世帯の状況を掴んでいくということも、この地域生活支援拠点のワーキングの中で大事な一つのテーマとしていってもいいのかな、1番と2番を抱き合わせる形でワーキングをしてもいいのではないかなと思ったのが、1点です。

それから研修体系、人材育成、あとは人材確保というところが、後半の4番以降の一つの大きな柱なのかなというふうに話を聞いて思いました。人材育成のところでは特にヘルパーの事業所とグループホームの事業所について、どうしても資源が、閉鎖的という語弊があるのですが、自己完結しやすい特徴があると思っています。そういった自己完結しやすく、なおかつグループホームなんかは十分な職員体制がなかったり、ぎりぎりの体制で重度の方を支えてくださっている、24時間支えてくださっていると思うと、そういったヘルパー不足だったりグループホームの支援の質を考えていくときには、自己完結しやすいヘルパーの支援だからこそ、そこに支援の質を高められるような人材育成をさいたま市として共通にしていけると一つ意味があるのではないかなと思います。

その二つが大事な課題かなと、聞いていて思ったところです。

(遅塚会長)

ありがとうございます。

特に私もガイドラインづくりのワーキンググループは、加算の取り方のガイドラインではなくて、やはり地域で困っていらっしゃる支援が必要な方を支援していく体制をどう作るのかというガイドラインだと理解しています。それは8050と絡め、是非今年度議題にして話し合いをできればと思っています。今年度の一つの大きなテーマとして取り上げられればと思います。

あと研修体系については、絶対必要性があるし、例えば新しく参入した事業者さんが地域協議会の事業者の集まりにちゃんと顔を出して、お互いに相談し合えるような関係をつくれるようにしていかなければいけないので、その辺も当然行政の支援がないとそういう体制が取れないので、これから頑張ってやっていければと思っています。

いかがでございましょうか。長岡委員お願いします。

(長岡委員)

ありがとうございます。

三石委員のお話にもあったように、この課題とこの課題をくっつけて一緒にとか、この課題は人材育成も関わるとか、多分、7つの課題というかテーマをどう仕分けていくかみたい

な作業が大切なような気がするのですね。例えば、地域生活支援拠点と2番の8050をくっつけて協議してもいいと思うのですが、相談部会の他に、緊急時に関しては虐待防止部会で取り上げているわけで、そういうことも回答として明記した方がいいと思います。私たちも、この問題はどこで話しているかがわかると、とてもいいと思うのですね。

それに加えて、まだ今の段階で書けないことなのかもしれませんが、さっきワーキングを作るようなお話、地域協議会に関しては連絡会やワーキングの場を使うとか、入所に関してはここにも触れていますけど連絡会で協議するとか、あとは継続してこの本協議会でも協議しているはずなので、そういうようなことを明記していただだけでも全然違うのではないかなと思って聞いていました。

そんな中で、例えば3番の相談支援専門員の不足や4番の人材育成の取り組みなどは、どこで話せばいいのかわからない課題かなという気がしました。相談支援専門員の不足だから相談支援部会で話した方がいいのかなと思いつつも、具体的な方向性が出たらまた部会で話す内容もたくさん出てくると思うのですが、その方針とかをどのように話すのかと思うと、こういうのは障害支援課さんで検討しますと言いきってもらわないと駄目なところかなと思います。

内田委員から人材育成を扱う部門を作ってもいいのではないかというご提案があったかと思っています。確かに協議会のどこにも話す場がなければ、その人材育成に関する部会を設置するとかワーキングを検討するとか、そういうようなお話でもいいのかなという気がしました。

ごめんなさい、長くなってしまいますが、例えば6番のヘルパーに関しては、今お話もあって、私にとっても重要な案件だと思います。多分、今年が2年目だから来年ですかね、障害者計画でしたか、さいたま市は来年1年間で作っていく場面で、政策委員会とも連携しながら協議をしてもらおうというようにつなげて考えてもいいのかなと思います。

7番のコロナに関しては、多分障害福祉だけでなく、医療や保健等と連携のある場、協議をしている場があるなら、そこと繋がりがながらという話でもいいのかなと思います。

もちろん5番は相談の部分、セルフプランの話もありましたけども、子ども部会という部会があるわけですが、パッと見ても子ども部会って出てきてないなど。

(遅塚会長)

出てきています。医療的ケア児のところを書いてある。

(長岡委員)

すいません、書いてありますね。

まさにこういう感じの整理をしていきながら、それぞれのところで方向性を出していく、そうすると遅塚さんがおっしゃったように、本当にここはこの協議会じゃないと協議できないというものも当然出てくると思うので、ちょっとそんなことを思ったというお話です。

以上です。

(遅塚会長)

ありがとうございます。

この7つをさらにどう大きな目で考えていくかってことをどこかでしっかり考えないといかんというご指摘だったかと思います。難しい。

すいません、この地域協議会からの意見についての中身でなくて、大枠の話 最後に少しだけ、ご意見があればしていきたいなと思います。ひょっとしたら事務局の報告事項に入っているかもしれませんが、先ほど事務局からもご説明ありましたけど、これについては、今はまとめてこういう形でいただいていますけれども、各区の方からも、できれば地域の実情については口頭で報告できるようにしてほしいというご意見があります。それは確かにそうだなと。ただ反面、今みたいに年度末にまとめてということになると、例えば10区出てきて10区がそれぞれの状況を口頭で述べていただくとなると、やはり混乱というか、時間も食ってしまうという実務的な話もある。

どう整理するかということで、一つは地域協議会を作っているところ同士で、事前打合せを1回、1ヶ月前とかに入れないと駄目ではないかというお話が一つ出ていました。もう一つは口頭説明するのであれば、別に団体交渉ではないのだから、何月に1回だけ受け付けるのではなくて、年間3回ぐらいある協議会の中でばらけさせてもいいのではないかという意見もありました。

まだ全然固まった意見にはなっていない状況ではありますが、ある意味この協議会の一番大事な部分、地域の実情や地域の希望をしっかりとこちらで受けとめていくというのは、この協議会のある意味メインの部分なので、どういう形でやるかということを決めるのはとても大事なことだと思います。それについてまだ決まっていない状況ですけど、大ざっぱには今のよう意見が出ていますが、皆様がたの方からご意見とか、ご質問、ご要望あれば、ここで確認をしたいと思っています。

内田委員お願いします。

(内田委員)

この課題って、どこかでみんな繋がっている課題かなという部分と、もう一つはこの構造で言うと、各区や市に頑張れという話と、もちろん頑張ってもらうのは当然なんだけど、事業者に頑張れという話、事業者の方は力のあるというか事業規模が大きいところとか、割と黒字体質のところとか、結構ぎりぎりだとかいろいろあるのですけれども、事業者に期待するもの、もっと言うと利用している人に期待するものとかもあるのです。

つまり、制度を育ててもらうために、例えば緊急のショートの利用になったとき、ベッドを空けておくわけにはいかないので予約が入っていたりするわけですが、緊急時の場合、事情によっては既に予約している人の既得権を待ってもらって、緊急でないから譲るとい

そうやって制度を育てるということも、制度が育たないと障害のある人が困ってしまうので、そういう部分もありますよね。

それと、相談支援だとか、ヘルパーの問題なども、実際の問題もそうですが、単独経営って難しいのですよ。例えば、ヘルパーなどでうちも始めているのですが、男の人のヘルパーが欲しい、土日にヘルパーを使いたい、それから長期休みに入ってくるとショートヘルパーを使いたいという希望が出てくるのですけれども、なかなか単独のヘルパー事業所に行動援護などに対応できるヘルパーがたくさんいるわけではない。抱えられないわけですね、経営的に。すると兼務してもらおうという、例えば入所とか通所でそこそこ職員がいるところであれば、行動障害の人の対応をできるような人等が、ヘルパーとして兼務することができるわけです。具体的にそういう方法をとらないと、そのようなオーダーには答えられないです、実際問題としてはね。うちなどはそういう方法を取っているのだけど、そこそ事業規模もあるし、従業員も200人ぐらいいますし、行動障害は常に対応していますのでね。その人にヘルパー事業所を応援してもらおうとか、そういうやりくりですよ。

相談の方もそうですけれども、相談研修だけの問題ではなくて、やはり知的障害なり何なりいろんな障害の特性がわかっていたり、制度も頭に入っていたり、コーディネート力もあったり、いろんな力がないと相談員は研修受けただけでは使えないわけです。もちろん研修体制を作るということも必要ですけれども、これ単独でペイする事業かっていうと、なかなか指定をとっているだけではペイしない事業ですから、それは多少力のあるところがそういうふうにやっていくしかないということで、うちも兼務の相談員が何人かいます。

そのような形で、事業者がまだ努力して前に進める余力が無いことも無いですね。ただ、NPOさんなどで小さいところでぎりぎり回っているところもありますので、そこに頑張れ頑張れと言っても言い過ぎる部分がありますよね。

それから、地域生活支援拠点の緊急のところですが、ここだって入所施設だけの問題ではなくて、ヘルパー入れて一時しのぎをすとか、単独のショートだって使いようによっては、全然有効に使えるし、五十人の中にぼんとショートで入るより、小規模のショートの方が落ち着けるということもあります。ただ、会員制ショートステイみたいに、仲間内だけで使って、公的な社会資源になっていないような感じのところもあります。そういうところも、可能な限り公的な社会資源として開放して欲しいとか、そういう要望もできますよね。だから、どうしても障害当事者や事業者と行政は、対立構造になってしまい悪口言って終わってしまうと前にいかないのですよ。だから、それぞれがそれぞれの立場で少しずつ努力して、一歩でも半歩でも前にいくという形をとらないとね。

特に私は当事者家族なものですから、やはり最終的には当事者家族が一番困るわけですよ。例えば8050とかケアラーの問題とかがありますが、私も昔からずっとこういうことを言っているのだけど、日本の障害児、特に地域福祉の場合は、家族の介護が前提で成り立っていることはとても多いのです。結構ぎりぎりなのです、普段から。8050はかなり象徴的に社会問題になっているから、とり上げられていたり、ケアラーなんかもテレビで

ばんばん流されたり、社会問題として動いているからなのですが、実は、普段から家族の介護量はものすごいのですよ。計算してみるとわかりますが、学校とか施設に行っている時間はたかが知れていて、土日夜含めたら8割9割を家族が見ている訳で、それが現実なわけです。

だからレスパイトとかの話になっているので、そういうことも含めて問題意識を持ってもらわないと何の解決にもならなくて、行政はどうしても何か課題ができるとその対策をとっているのですが、そもそもそういう構造なのです。だから、平時でも、なるべくヘルパーさんを入れたり、移動支援を入れたりとかしながら、障害のある人の余暇支援を充実させるとかそういう動きを作っておかないと、ただこういう課題だけに飛びついて、何の解決にもならないし、いずれ地域で暮らすことを諦めてしまうという現状になってしまう。そういう問題意識は大事だと思います。

以上です。

(遅塚会長)

ありがとうございます。

課題は大きいけどその課題をどういう形で、市全体として、検討していく場として設定するのかというのは、とても難しいところではありますが、頑張りましょう。

お時間の点もあるので、今のところ先ほどご報告しましたように、なるべく各区から直接声に出してご説明いただけるような形で、且つこの協議会の運営に支障がないような方向をまた事務局と模索して、ご提案していければと思っております。

事務局から追加でございますでしょうか。

(事務局)

追加ということではございませんが、また報告方法につきましては検討させていただいて、また皆様にご連絡できればと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(遅塚会長)

はい、ありがとうございます。

決められた議題は以上になりますが、一つだけ皆さんにお聞きしたいことがあります。割とこの協議会は3時から5時というパターンが多いのですが、例えば2時半から4時半までとしたら、都合の悪い方はいらっしゃいますか。個人的には同じだという気がしているのですけど。

はい。すいません、それだけ確認したかったのです。終わりを5時にすると、5時ぴったりで終わればいいのですが、10分とかオーバーしてしまうこともあるので、そうすると皆さんの次の予定とかご家族の予定とかも絡んだりすることもあるかと思って、少し繰り上げられないかなと個人的に思っておりました。

はい、すいませんでした。

それでは議事としては以上でございますが、事務局からは先ほどのことで、何かございますでしょうか。

(事務局)

はい。本日は長時間にわたり、貴重なご意見をちょうだいいたしまして誠にありがとうございました。

連絡事項ですけれども、次の協議会は11月15日火曜日に開催する予定でございます。詳細は協議会が近づきましたらご連絡いたしますが、今後も委員の方々のご協力のもと、審議を進めて参りたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは以上となります。

閉 会

(遅塚会長)

はい、ありがとうございます。

それでは以上をもちまして、令和4年度第1回目のさいたま市地域自立支援協議会を閉会といたします。これから個々の課題については部会なりあるいはワーキンググループで、また皆様方と相談をしていくことになろうかと思いますが、引き続きよろしくお願いいたします。進行にご協力いただきましてどうもありがとうございました。